

令和2年度第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時：令和3年2月26日（金）

10:00～12:00

場所：大分県庁 正庁ホール

次 第

1 開会

2 知事挨拶

3 議事

(1) 行政説明

- ① 6歳未満の子を持つ男性の家事・育児時間について
- ② 「保育おおいた」を活用した新たな人材確保について
- ③ 大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画について
- ④ 令和3年度子ども・子育て応援関連事業案について

(2) 意見交換

子育て満足度日本一に向けた県政への期待や自らの取組について

4 閉 会

<配布資料>

- 資料1 大分県の男性の家事・育児時間、九州・山口で1位
- 資料2 「保育おおいた」を活用した新たな人材確保
- 資料3 大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画について
- 資料4 令和3年度子ども・子育て応援関連事業案について
- 資料5 各委員から事前にいただいたご意見等について
- 別冊 大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画（素案）

おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

任期：令和3年5月31日まで

氏名	所属・勤務先等	備考	出欠
あいざわ まさし 相 澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授		○
あらかい けいじ 荒 木 啓 司	大分県児童養護施設協議会 児童養護施設 森の木 施設長		○
いちハラ たけし 市 原 豪	大分県商工会連合会 大分県商工会青年部連合会長		○
いとなが たかあき 糸 永 隆 章	大分県自治会連合会 大分市滝尾地区連合自治会 会長		○
いのくち なおこ 井 口 尚 子	株式会社大分放送 報道部 記者		○
おおた ひとみ 太 田 瞳	公募委員(ライフデザインラボ株式会社 代表取締役)		○
おかだ まさひこ 岡 田 正 彦	大分大学 高等教育開発センター 教授	副 会 長	○
おがわ ゆみ 小 川 由 美	地域子育て支援拠点 花っこルーム 施設長 NPO法人アンジュ・ママン		○
おの きみこ 小 野 貴美子	一般社団法人大分県公認心理師協会 会長		○
かわの みどり 川 野 みどり	大分県商工会議所連合会 大分商工会議所 副会頭		○
かんだ としえ 神 田 寿 恵	大分県保育連合会 社会福祉法人熊崎福祉会 すみれこども園 園長		○
さかい みえ 酒 井 美 恵	大分県小学校長会 大分市立丹生小学校 校長		○
しおつき ゆういち 塩 月 裕 市	日本労働組合総連合会大分県連合会 副事務局長		○
しのはら たけし 篠 原 丈 司	社会保険労務士 篠原事務所		○
つちや おさむ 土 谷 修	おおいたホームスタート推進連絡会議 会長		○
どい たかのぶ 土 居 孝 信	大分県私立幼稚園連合会 会長 学校法人明佳学園 理事長		○
とみたか くにこ 富 高 国 子	放課後児童クラブ ファミリー・サポート・センター つるおか子どもの家 代表		○
なかがき まどか 中 垣 円 花	大分大学 福祉健康科学部 学生		○
なかみね まりこ 仲 嶺 まり子	別府大学短期大学部 学長	会 長	○
ひめのみわこ 姫 野 美和子	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員		○
ひらい きみこ 平 井 貴美子	公募委員(チャイルドラインおおいた 代表)		○
ひらばやし まい 平 林 舞	大分県PTA連合会 副会長		○
ふじさわ あやか 藤 澤 彩 花	大分県立看護科学大学 大学院博士課程助産学コース 学生		○
ふじた けいこ 藤 田 恵 子	大分市子どもすこやか部 部長		○
ふじた のぶひろ 藤 田 亘 宏	大分県社会福祉協議会 地域福祉部長		×
ふじもと たもつ 藤 本 保	大分県医師会 常任理事 大分こども病院 理事長		○
まさもと ひでたか 正 本 秀 崇	大分県認定こども園連合会 会長 むさしこども園 園長		○
まつだ えみ 松 田 絵 美	ファミリーホームももたろう 所長		○
むろ ちエミ 室 千エミ	一般社団法人大分県助産師会 財務理事		○
ゆきの しんや 幸 野 晋 也	おおいたパパくらぶ 共同代表		○

合計29名(敬称略・50音順)

令和2年度第3回「おおいた子ども・子育て応援県民会議」配席図

岡 田
 副 会 正
 長 彦
 ○

仲 嶺
 会 長
 ま り
 長 子
 ◎

- | | | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 相澤 仁 委員 ○
大分大学教授 | 小野 貴美子 委員 ○
大分県公認心理師協会 | 23 ○ 藤澤 彩花 委員
大分看護科学大学 | 16 ○ 土居 孝信 委員
大分県私立幼稚園連
合会 |
| 荒木 啓司 委員 ○
大分県児童養護施設協議会 | 川野 みどり 委員 ○
大分県商工会議所連合会 | 24 ○ 藤田 恵子 委員
大分市 | 17 ○ 富高 国子 委員
「つるおか子どもの
家」 |
| 市原 豪 委員 ○
大分県商工会連合会 | 神田 寿恵 委員 ○
大分県保育連合会 | 26 ○ 藤本 保 委員
大分県医師会 | 18 ○ 中垣 円花 委員
大分大学学生 |
| 糸永 隆章 委員 ○
大分県自治会連合会 | 酒井 美恵 委員 ○
大分県小学校長会 | 27 ○ 正本 秀崇 委員
大分県認定こども園連
合会 | 20 ○ 姫野 美和子 委員
大分県民生委員児童委
員協議会 |
| 井口 尚子 委員 ○
大分放送 | 塩月 裕市 委員 ○
日本労働組合総連合会
大分県連合会 | 28 ○ 松田 絵美 委員
ファミリーホーム
「ももたろう」 | 21 ○ 平井 貴美子 委員
公募委員 |
| 太田 瞳 委員 ○
公募委員 | 篠原 丈司 委員 ○
社会保険労務士 | 29 ○ 室 チエミ 委員
大分県助産師会 | 22 ○ 平林 舞 委員
大分県PTA連合会 |
| 小川 由美 委員 ○
地域子育て支援拠点
「花っこルーム」 | 土谷 修 委員 ○
おおいたホームスタート
推進連絡会議 | 30 ○ 幸野 晋也 委員
おおいたパパくらぶ | |

○	○	◎	○	○	○
河野	首藤	広瀬	黒田	廣瀬	二日
こども	こども	こども	副	福	兼
・家庭	・家庭	・家庭	知	祉	日
支援	支援	支援	知	保	健
課長	課長	課長	事	健	支
				部	部
				援	援
				課	課
				長	長
				監	監

ご欠席

○ 藤田 亘宏 委員
(大分県社会福祉協議会)

< 傍聴席・報道席 >

< 関係部局職員 >

〇おおい子ども・子育て応援県民会議条例

平成二十五年七月四日 大分県条例第三十三号

(設置)

第一条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、おおい子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

(組織)

第二条 県民会議は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第五条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

(議事)

第七条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

附 則（平成二六年条例第四〇号）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(調査審議等の特例)

2 おおい子ども・子育て応援県民会議は、この条例の施行の日においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事項の調査審議等を行うことができる。